

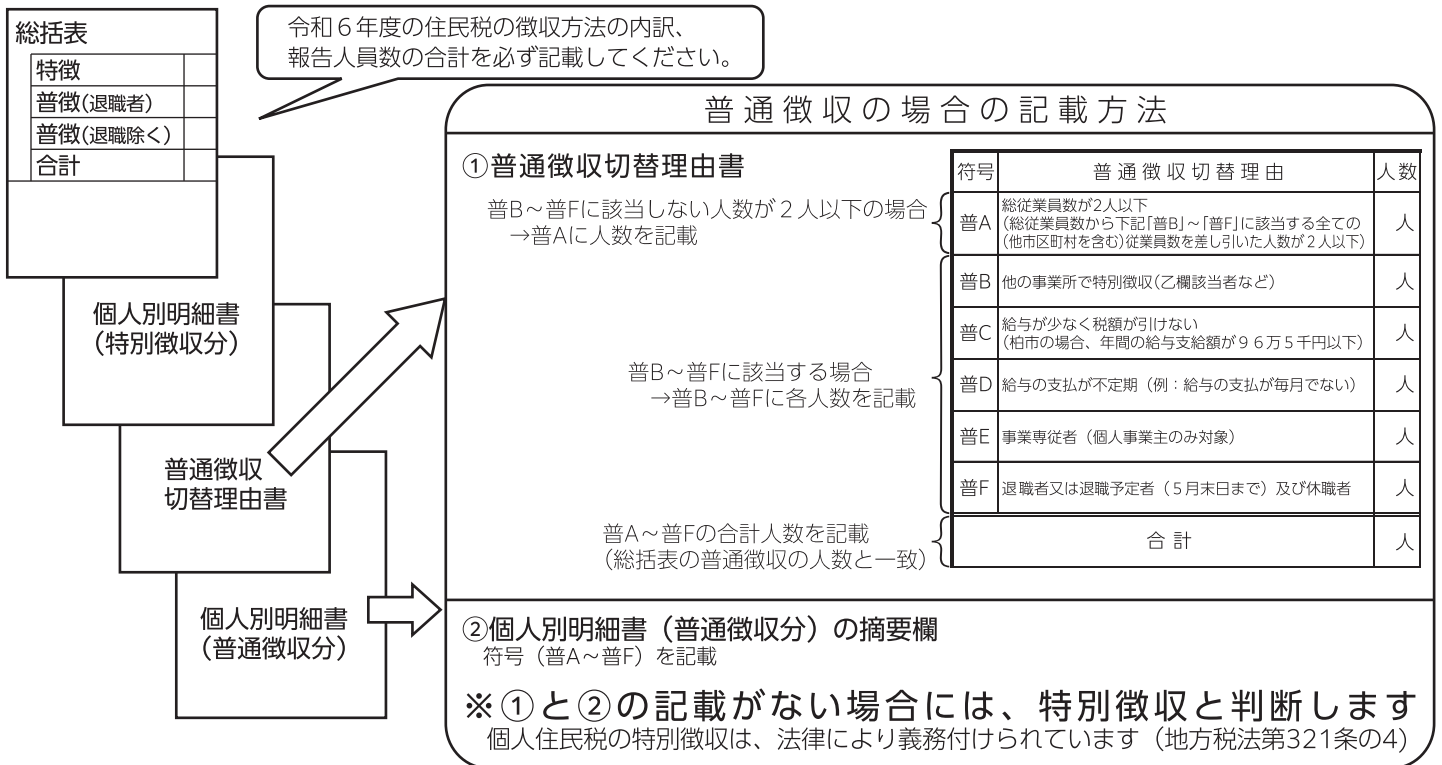
給与支払報告書の提出についてお願い

千葉県 柏市

1 令和6年度給与支払報告書の提出期限は令和6年1月31日(水)です

給与や賞与、賃金等を支払った事業者は、すべての給与受給者(パート・アルバイト等も含む)について、給与支払報告書を提出する義務があります。(地方税法第317条の6) 給与支払報告書は、給与受給者にとって住民税の申告に代わる重要な課税資料となります。支払金額が30万円以下の退職者についても、提出に御協力ください。

<下図の順番に並べて提出してください>



2 特別徴収税額通知の受け取り方法が選択できます

eLTAXで給与支払報告書を提出する場合、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を電子データ(正本)で受け取るか、書面で受け取るか選択をしてください。また、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法につきましても、電子データで受け取るか、書面で受け取るか選択をしてください。電子データで受け取る場合は、受給者番号を必ず記載してください。

なお、令和6年度課税分より特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「電子データ(副本)」は廃止となります。

※電子データの通知は、eLTAX IDの登録者宛てに送信されますので御注意ください。

3 総括表の名称・所在地等を確認してください

事業所の名称や所在地等に変更があった場合は、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を給与支払報告書に同封していただき御提出ください。

(書式はホームページからダウンロード可能です。)

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminzei/shiseijoho/forms/business/tokubetsu.html>

※金融機関等の窓口以外のコンビニエンスストアやペイジー等で納入する納入書を御利用の場合は、毎年、別途収納課(04-7167-1122直通)へ専用の納入書の請求が必要になります。

総括表・給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出先および問い合わせ先

柏市 財政部 市民税課 特別徴収担当(市町村コード:122173)

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 TEL:04-7128-5390(直通)

給与支払報告書の記載についての留意事項

以下に記載してある項目は、給与支払報告書の記載時に誤りの多い箇所の留意事項です。具体的な記載の仕方は、国税庁ホームページの「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

(例)

※ 種別												※ 整理番号												
支 払 を 受 け る 者	※ 区分 ① 柏市〇〇 〇-〇-〇												(受給者番号) (個人番号) ② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
	(役職名) 課長												(フリガナ) ③ カシワ イチタ											
	氏名 柏 市太																							
種別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額										
給与		内 千 円 ④ 6 847 500				千 円 5 062 750				千 円 4 219 846				千 円 0										
(源泉)控除対象 配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である 親族の数										
有 従有		千 円 ⑤ 380 000		特 定		老 人		そ の 他		人 内 人 内 人		人 内 人 内 人		人 内 人 内 人										
○				1		1		1		3		5												
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額												
内 千 円 909 846				千 円 50 000				千 円 50 000				千 円 42 100												
(摘要) 普F ⑫ (1) 柏 五郎 (2) 柏 愛子(年少) 前職分 柏商事(株) 柏市柏五丁目 支払 1,846,350 社保 0 源泉 37,200 退職 R5.6.30																								
生命保険料の内訳				新生命保険料 の金額				旧生命保険料 の金額				介護医療 保険料の金額				新個人年金 保険料の金額				旧個人年金 保険料の金額				
住宅借入金等特別 控除の内訳				住宅借入金等 特別控除適用数				居住開始年月日(1回目)				住宅借入金等特別 控除区分(1回目)				住宅借入金等 年末残高(1回目)								
⑥ 1				⑦ 27年 1月 25日				⑧ 住(特)				15,000,000 円												
住宅借入金等特別 控除の内訳				住宅借入金等 特別控除可能額				居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別 控除区分(2回目)				住宅借入金等 年末残高(2回目)								
⑨ (源泉・特別) 控除対象 配偶者				(フリガナ) カシワ ハナコ 氏名 柏 花子				区分				配偶者の 合計所得				100,000 円								
⑨ 1				⑨ (フリガナ) カシワ イチロウ 氏名 柏 一郎				区分				国民年金保険 料等の金額				旧長期損害 保険料の金額								
⑨ 2				⑨ (フリガナ) カシワ シロウ 氏名 柏 二郎				区分				基礎控除の額				⑩ 所得金額 調整控除額								
⑨ 3				⑨ (フリガナ) カシワ サブロウ 氏名 柏 三郎				区分				⑪ 11 円												
⑨ 4				⑨ (フリガナ) カシワ シロウ 氏名 柏 四郎				区分				5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号				⑬ (1)876543210 987								
⑨ 5				⑨ (フリガナ) カシワ フユコ 氏名 柏 冬子				区分				5人目以降の16歳未満の 扶養親族の個人番号				⑬ (2)765432109 876								
⑨ 6				⑨ (フリガナ) カシワ ハルコ 氏名 柏 春子				区分				16歳未満の 扶養親族				⑭ 14								
⑨ 7				⑨ (フリガナ) カシワ ナツコ 氏名 柏 夏子				区分				中途就・退職				⑮ 受給者生年月日								
⑨ 8				⑨ (フリガナ) カシワ アキコ 氏名 柏 秋子				区分				就職 退職 年 月 日				元号 年 月 日								
⑨ 9				⑨ (フリガナ) カシワ フユコ 氏名 柏 冬子				区分				○ 5 12 25				昭和 48 11 1								
⑯ 16				個人番号又は 法人番号				1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				(右詰で記載してください。)												
支払者				住所(居所) 又は所在地				〇〇市〇〇 〇-〇-〇																
支払者				氏名又は名称				〇〇株式会社				(電話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇												

法人番号及び個人番号を記載してください

※ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、総括表と給与支払報告書には、法人番号及び個人番号を記載してください。(②、⑨、⑬、⑯)

記載欄名	記載すべき事項																							
①住所又は居所	受給者の令和6年1月1日(中途退職者は、退職時)現在の住所又は居所を確認して記載してください。 ※令和6年1月1日の住民登録地が柏市でない場合、住民登録地の市区町村へ回送させていただく場合があります。																							
②「支払を受ける者」の「個人番号」	給与の支払を受ける者の個人番号を記載してください。																							
③フリガナ	フリガナを必ず記載してください。(姓と名の間はスペースを空けてください。)																							
④給与所得控除後の金額(調整控除後)	支払金額に応じて求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。																							
⑤配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。																							
⑥住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載してください。																							
⑦居住開始年月日	居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。 (例)平成27年1月25日→27、1、25																							
⑧住宅借入金等特別控除区分	適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">住</td> <td style="border: none;">一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住(特家)</td> <td style="border: none;">一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">認</td> <td style="border: none;">認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">認(特家)</td> <td style="border: none;">認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">増</td> <td style="border: none;">特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ※住民税での控除は適用外となります。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">震</td> <td style="border: none;">東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">震(特家)</td> <td style="border: none;">震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> </tr> </table> <p>当該住宅の新築、取得又は増改築等が ・「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」 ・「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。)には「(特特)」と ・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」 と併記してください。</p>	住	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)	住(特家)	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	認	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認(特家)	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	増	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ※住民税での控除は適用外となります。	震	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震(特家)	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき									
住	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)																							
住(特家)	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき																							
認	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合																							
認(特家)	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき																							
増	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ※住民税での控除は適用外となります。																							
震	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合																							
震(特家)	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき																							
⑨(源泉・特別)控除対象配偶者/控除対象扶養親族/16歳未満の扶養親族	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及び個人番号を記載してください。 なお、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。 また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。 ●控除対象扶養親族の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の区分</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td></td> <td>空欄 ※1</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td> <td></td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、留学生 ※2)</td> <td></td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)</td> <td></td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金 ※3)</td> <td></td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 給与支払報告書をe-Tax等で提出する場合は、「00」と記録してください。 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。 ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。</p>	控除対象扶養親族の区分		記載方法	居住者		空欄 ※1	非居住者(30歳未満又は70歳以上)		01	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生 ※2)		02	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)		03	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金 ※3)		04					
控除対象扶養親族の区分		記載方法																						
居住者		空欄 ※1																						
非居住者(30歳未満又は70歳以上)		01																						
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生 ※2)		02																						
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)		03																						
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金 ※3)		04																						
⑩基礎控除の額	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">給与所得者の基礎控除申告書</th> <th rowspan="2">記載方法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">合計所得金額の見積額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>320,000</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td></td> <td>なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者の基礎控除申告書			記載方法	合計所得金額の見積額		基礎控除の額	2,400万円以下		48万円	記載不要	2,400万円超	2,450万円以下	32万円	320,000	2,450万円超	2,500万円以下	16万円	160,000	2,500万円超		なし	0
給与所得者の基礎控除申告書			記載方法																					
合計所得金額の見積額		基礎控除の額																						
2,400万円以下		48万円	記載不要																					
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	320,000																					
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	160,000																					
2,500万円超		なし	0																					

記載欄名	記載すべき事項								
⑪所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。								
⑫摘要	(ア) 普通徴収切替理由に該当し、特別徴収できない場合は、符号(普A～普F)を必ず記載してください。								
	(イ) 前職分の給与支払額を含めて年末調整した場合には、その勤務先の名称、所在地、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を必ず記載してください。								
	(ウ) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、⑬「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 (例) (1) 氏名 (2) 氏名(年少)								
	(エ) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。 (例) 氏名(同配)								
	(オ) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。 <table border="1" data-bbox="539 678 1366 904"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障害者</td> <td>記載不要(※)</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害者</td> <td>同一生計配偶者の氏名(同配) (例) 柏 花子(同配)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害者</td> <td rowspan="2">扶養親族の氏名(調整) (例) 柏 一郎(調整)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td> </tr> </tbody> </table>	要件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要(※)	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) (例) 柏 花子(同配)	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) (例) 柏 一郎(調整)
要件	記載方法								
本人が特別障害者	記載不要(※)								
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) (例) 柏 花子(同配)								
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) (例) 柏 一郎(調整)								
扶養親族が年齢23歳未満									
※「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。 ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に掲載されている場合は、記載を省略できます。									
⑬5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号／5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	⑫摘要欄に記載した扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には括弧書きで数字を付し、摘要欄の氏名との対応関係が分かるようにしてください。 (例) (1) 個人番号								
⑭寡婦／ひとり親	各欄について、受給者が該当する事項がある場合に「○」を付してください。								
⑮受給者生年月日	受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で必ず記載してください。								
⑯「支払者」の「個人番号又は法人番号」	給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を一文字空けて記載してください。								

【用語の説明】

- 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。
- 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。
- 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

【注意点】

- ◆ 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合は、給与支払報告書を作成する前に市民税課までご連絡ください。
- ◆ 普通徴収切替理由が「普F」に該当する従業員で「退職予定者」の場合は、退職予定日を通常の退職日欄ではなく、⑫摘要欄に「普F R6 / 3 / 3 1」のように記載してください。
- ◆ 出産・育児休業等の取得により、令和6年6月の時点で休職している従業員を普通徴収とする場合は、「普F」と記載してください。
※「長欠・育児休業等」を理由として、令和5年度の住民税を普通徴収に切り替えるために異動届出書を提出していたとしても、令和6年度の給与支払報告書を特別徴収として提出された場合は、令和6年度は特別徴収になります。
- ◆ 給与支払報告書の提出時に「特別徴収」に指定された方が、3月末の退職などでその後「普通徴収」に変更となる場合は、速やかに「異動届出書」を提出してください。
- ◆ 一人の従業員について、普通徴収とする理由が2つ以上ある場合は、いずれか1つを選択してください。